

○北海道警察捜査指揮規程

北海道警察本部訓令第15号

平成4年7月10日

改正 平成6年4月1日警察本部訓令第10号、9月29日第16号、7年12月6日第30号、9年10月13日第15号、11年12月24日第28号、13年7月26日第18号、22年3月24日第4号、23年3月22日第5号、24年3月23日第11号、25年3月25日第5号、29年11月9日第28号、令和3年3月24日第9号

(概要)

本訓令は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）規定に基づき、北海道警察本部長、方面本部長及び警察署長が、犯罪の捜査に関し直接指揮すべき事件及び事項、指揮の方法等について必要な事項を定めたものである。